

計画作成年度	令和8年度
計画主体	北 広 島 町

## 北広島町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 北広島町役場 農林課  
所在地 広島県山県郡北広島町有田1234番地  
電話番号 0826-72-7363  
FAX番号 0826-72-5242  
メールアドレス ringyo@town.kitahiroshima.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、カラス、サギ類、カワウ ヌートリア、サル、アライグマ、ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	北広島町全域

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和6年度）

#### 1) 農業被害

本町における農業被害は、イノシシによる水稻の被害が大半を占めており、令和6年度には365万円に達している。この他に近年はニホンジカによる被害も増えており、令和6年度には全体で50万円余りの被害が発生している。また、サルによる被害もみられ、果樹を中心に被害を及ぼしている。サルの被害は被害金額としては出にくい家庭菜園への被害も多数報告されている。

#### 2) 林業被害

被害金額の把握はできていないがニホンジカによる植林木（苗木）への被害が発生していることが林業事業者より報告されており、今後、再造林への大きな障害となりうる事が懸念される。

#### 3) 水産被害

カワウやサギ類により、放流されたアユやアマゴ類への被害がある。

#### 4) 生活環境被害

サルやイノシシによる集落への出没が散見される。またツキノワグマの集落への出没も発生している。いずれも農作物の他、放任果樹に誘引された可能性が高い。いずれの種についても、今後、人身被害発生の可能性が懸念される。

#### 5) 鳥獣種別の被害品目、面積、金額

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
① イノシシ	水稻	3.6ha 3,650千円
	麦	0.1ha 17千円
	野菜（豆類・いも類）	0.4ha 258千円
② ニホンジカ	水稻	0.5ha 498千円
	麦	0.1ha 5千円
	豆類	0.0ha ー千円
③ タヌキ	野菜（トウモロコシ）	0.1ha 93千円

④ カラス	野菜（トウモロコシ）	0.1ha	133千円
	果樹（柿）	0.1ha	87千円
⑤ サギ類	水稻	0.1ha	121千円
⑥ カワウ	—	—	—
⑦ ヌートリア	野菜（人参等）	0.3ha	513千円
⑧ サル	野菜（トウモロコシ・玉ねぎ・豆類等）	0.1ha	71千円
	果樹	0.1ha	67千円
⑨ アライグマ	—	—	—
⑩ ツキノワグマ	果樹（柿・リンゴ等）	0.1ha	320千円
	水稻		

## （2）被害の傾向

### ① イノシシ

全町に生息し、特に水稻（4月～10月）・野菜（6月～10月）・タケノコ（3月～4月）・飼料作物（4月～10月）などに年間を通じて被害を及ぼしている。また、作物以外に畦畔・水路・農道敷地等の掘り起こしも深刻な被害となっている。また集落内に出没した場合、人身被害も懸念される。

### ② ニホンジカ

千代田地域を中心に生息し、水稻（4月～10月）・野菜（6月～10月）・飼料作物（4月～10月）・豆類（6月～10月）及び植林木（通年）などに被害を及ぼしている。近年では、生息数は増加していると推測され、千代田地域から大朝・豊平地域に向かって生息区域を拡大し、芸北地域での目撃情報がよせられるなど、被害の拡大が懸念される。

### ③ タヌキ

全町に生息し、夏から秋（6月～11月）にかけて野菜に被害を及ぼしている。

### ④ カラス

全町に生息し、夏から秋（6月～11月）にかけて野菜・果樹に深刻な被害を及ぼしている。生活環境被害として鳴き声による騒音や、ごみの散乱等の被害が発生している。生息数は、猛禽類の減少の影響か増えている。

### ⑤ サギ類（コサギ、ゴイサギ、アオサギ）

全町に生息し、生息数も増加している。稲の田植え直後から生育期（4月～8月）に至るまで、カエル・オタマジャクシを捕食するため水田に入り、

稲が踏み倒される被害が発生している。また、水産資源として放流されたアユ・アマゴ等を捕食する被害が発生している。

⑥ カワウ

全町に生息し、水産資源として放流されたアユ・アマゴ等を捕食する被害が発生している。個体数の増加により今後ますます被害量が増加することが懸念される。

⑦ ヌートリア

全町に生息し、野菜の食害や、水田に穴を掘ることによる漏水被害が発生している。ため池堤体の穴掘りが懸念される。

⑧ サル

全町に点在して生息し、果樹、野菜を食害している。また、人の生活圏への侵入が起こるケースもあり、周辺住民に危険を及ぼすことが懸念される。また、生息地域は拡大していると推測される。

⑨ アライグマ

町内では不確定ではあるが痕跡の情報があり、捕獲・目撃の情報は受けていないが、県内での目撃・被害が確認されていることから、警戒の必要があると考えられる。

⑩ ツキノワグマ

全町に生息し、隔年ごとの大量出没を繰り返しており、水稻、果樹を食害している。また、人の生活圏への侵入が起こるケースもあり、人身への被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
イノシシ	4.1ha 3,925千円	3.7ha 3,500千円
ニホンジカ	0.6ha 503千円	0.3ha 180千円
タヌキ	0.1ha 93千円	0.1ha 85千円
カラス	0.2ha 220千円	0.2ha 200千円
サギ類	0.1ha 121千円	0.1ha 110千円
カワウ	—	—
ヌートリア	0.3ha 513千円	0.1ha 460千円
サル	0.3ha 138千円	0.1ha 125千円
アライグマ	—	—
ツキノワグマ	0.1ha 320千円	0.1ha 290千円

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

これまで本町では、主には有害鳥獣捕獲班による捕獲と、侵入防止柵設置に対する補助を中心に対策を進めてきた。

有害捕獲については、近年はイノシシとニホンジカを合わせて毎年1,000頭以上を捕獲しているが、その効果検証は実施できていない。

侵入防止柵設置への補助は、近年は50件程度を行っている。しかしこれまでは、設置前に正しい設置方法の指導等をできていなかったため、適切な設置がされていない侵入防止柵が散見されている。

併せて、ひろしまの森づくり事業を活用した緩衝帯整備も行ってきた。

しかし、被害額はおおむね横ばいで推移していることから、これまでの各種取組では、十分な被害軽減につながってこなかったのが実情である。

こうしたことから、令和5年から町役場に鳥獣対策の非常勤の職員を1名配置し、町民への被害対策の指導なども行ってきた。

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲班員及び農業者への捕獲許可</li> <li>・囲いわな設置に10万円限度半額補助</li> <li>・箱わな設置に5万円限度半額補助</li> <li>・タヌキ、ヌートリア用に小型箱わな設置に定額5千円補助</li> <li>・免許取得者に定額1万円補助</li> <li>・有害鳥獣捕獲班員による駆除</li> <li>・鳥獣被害対策実施隊員による一斉捕獲及び追い払い</li> <li>・捕獲報償金の支出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲実施者である狩猟免許所持者が減少・高齢化しており、捕獲の担い手の育成が急務となっている。</li> <li>・近年被害が増加する有害獣による被害に対して、捕獲を行っているが、被害軽減につながっていない。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵等の侵入防止柵設置（防鳥ネットも含む）に対して補助金を交付</li> <li>・集落、営農集団、法人等による大規模な柵の設置を奨励。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵について効果はあるが除草作業等の維持管理が負担になっている。</li> <li>・大規模柵設置周縁部への新たな被害の発生も見られる。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろしまの森づくり事業（里山林整備事業）において緩衝帯（バッファゾーン）を整備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備後、所有者及び地元において草刈り等で適切に継続管理する必要がある。</li> </ul>

## (5) 今後の取組方針

鳥獣被害が発生する大きな要因として、鳥獣の生息数の増加や生息域の拡大など、鳥獣側に起因するものであると言われることが多い。しかし、鳥獣側の要因も「鳥獣が身を隠すことができる草藪」「放置された野菜くずや放任果樹」が被害につながっており、「正しい設置や適切に管理されていない侵入防止柵」「効果がほとんどない忌避資材や侵入防止対策」なども含め、人間側に起因する部分にこそ着目すべきである。

また、鳥獣側に起因する要因を排除する、すなわち鳥獣の生息数全体を捕獲により減らすことで被害軽減を図るためには、膨大な予算と人手が必要となり、人口減少やそれに伴う税収減も予測される中で、その効果は限定的で、継続性も危ぶまれる。

このため本計画では、限られたリソースを捕獲による個体数減少だけに頼らず、「人間側に起因する要因」の解決にターゲットを置いて効率的に配分し、効果的に鳥獣被害対策を進めていくこととする。

具体的には、住民自らが対策を行うことを促し、町はそれを人的・財政的に、積極的に支援をおこなう仕組みとして以下の①及び②により構築し、③～⑥を総合的に取り組んでいくこととする。

### ① 一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構（tegos）への参画

tegosは鳥獣被害対策の役割を担う行政や地域住民を支える県域での中間支援組織であり、本町は令和6年度から負担金を拠出して参画し、専任者（フィールドアドバイザー、以下「FA」という）1名が駐在している。FAが、地域住民からの被害の相談、被害対策の指導や支援、鳥獣被害対策実施隊や有害鳥獣捕獲班との連携、等を通じて本町の鳥獣被害対策の中心を担うこととする。これにより本町は、鳥獣被害対策の施策の立案や、住民支援のための財政的支援等に専念して、両方で役割分担しながら対策を推進する。

またtegosへの参画により、本町は鳥獣被害対策に関する施策立案に係るコンサルティングを専門機関より受け、本計画を含めて本町の鳥獣関係施策全般を常にバージョンアップしていくこととする。

### ② 実施体制

被害対策を推進するための体制として、従来の有害鳥獣捕獲班を実施隊へ一本化し、「有害鳥獣捕獲チーム」と「防除支援チーム」の2チーム体制とする（詳細は後述）。「防除支援チーム」は、①のtegosのFAが中心となって、侵入防止と集落環境整備を担い、「有害鳥獣捕獲チーム」は有害鳥獣捕獲を担うこととする。

### ③ 侵入防止対策

近年の鳥獣被害防除に関する研究事例の蓄積から、侵入防止対策は獣種や地形等に応じて、構造や設置位置等を正しく選定、それを適切に維持することでかなり被害を防ぐことができることになっている。

本町では、こうした最新の知見を踏まえて今後、被害発生位置、被害をもたらす獣種等に応じた適切な柵の選定を基本的な方針とする。

加えて、細やかで適切なメンテナンスが欠かせない。侵入防止柵の選定時点でこうした維持管理の容易さを考慮し、メンテナンスにあたる地域住民とよく協議を行ったうえで、適切な維持管理体制を構築する。

なお、町内の被害発生位置や被害をもたらす獣種等について、系統だったデータ取得と整理が十分ではなかった。これらのデータ整備は今後の効果的な侵入防止対策に不可欠であるため、今後のデータ取得と整理を確実にする。

また、こうした侵入防止柵の設置に当たって財政的な支援として、引き続き補助制度を維持し、設置された侵入防止柵が正しく機能するよう、設置に当たっては事前及び事後にFAによる指導・確認を行うことで効率的な設置を推進する。

### ④ 集落環境整備

農地や集落内に存在する放任果樹や野菜くず等、さらには稲刈り後の二番穂等は、鳥獣を集落に呼び寄せる、意図せぬ誘引餌である。これらを除去することは、被害抑制に重要である。

こうした取組には集落全体での意識改革が必要であることから、町民への生ごみ・放置果樹の適正な処理などの啓発活動や研修会を実施し、農地周辺の草の刈払い・やぶ除去活動への参画を促す。

また、国交付金や、県のもりづくり事業等を活用し、放任果樹の除去や緩衝帯整備等への財政支援を実施する。

### ⑤ 有害鳥獣捕獲

本町の有害鳥獣捕獲は、鳥獣被害対策実施隊による捕獲も行われているが、有害鳥獣捕獲班が主に担っている。捕獲班の運営のほか、捕獲班員の推薦や育成は、狩猟者団体の協力に依って実施してきたところであり、狩猟者団体やその会員に、負担を強いてきた一面があり、捕獲従事者の高齢化と後継者の確保が課題となっている。

そこで、将来にわたって持続可能な捕獲活動を行っていくためには、安心して捕獲活動に従事できる環境を整える必要があることから、安全かつ効果的な捕獲の実施体制の確立により、有害鳥獣捕獲班を指揮命令や身分と補償が明確である

鳥獣被害対策実施隊に一本化し、「鳥獣被害対策実施隊・有害鳥獣捕獲チーム」とする（詳細は後述）。

また、同隊員による捕獲はもちろんのこと、集落ぐるみの地域住民による捕獲も進めることとする。そのためには狩猟免許の取得支援を行い、捕獲の後継者育成を図る。また、囲いわな・箱わな設置に対する補助並びに貸与による捕獲普及を図る。

さらに、平成23年度の「鳥獣の保護を図るための事業実施するための基本的な指針」改正により制度化された、いわゆる「補助者制度」（法人に対する許可で、従事者証を交付され、従事者として参加する）を導入し、狩猟免許を所持していない者による有害鳥獣捕獲のサポート体制を構築する。なお、補助者については、3年に1回講習会を行い、講習を受講した者のみを対象とすること。

併せて鳥獣被害対策実施隊による活動も主体的に展開する。同隊は本来制度上、捕獲のみならず侵入防止や追い払いなど多様な対策を実施することができるものである。従って、侵入防止や追い払い等を活動内容に加えるなど、体制を拡充するような体制の構築に努める。

## ⑥ 生活環境被害対策

市街地や住宅地を含む生活環境への被害の対策についても、基本的には①～⑤と同様に、侵入防止、環境整備、捕獲を相互的に取り組むこととする。

また、特に市街地への大型獣の出没に当たっては、「市街地に出没させないための取組」と「市街地に出没した際の緊急対応」の2つに分けて体制を整備する。

「市街地に出没させないための取組」については、③や④と同様に市街地周辺での侵入防止対策や緩衝帯整備、追い払い等を行うとともに、⑤の中で必要に応じて市街地周辺での積極的な捕獲を行うこととする。

「市街地に出没した際の緊急対応」については、当面の間は、従来の体制を踏襲し、鳥獣被害対策実施隊防除支援チームやtegosからの専門的な助言も受けつつ、鳥獣被害対策実施隊、警察、県等の関係機関と連携しながら、対応を行うこととする。

将来的には、町農林課長を本部長とした「緊急対応現地対策本部」を設置し、tegosのFA（不在時には町農林課担当者）を現地対応指揮者として現地へ派遣して、警察、有害捕獲チーム、クマレンジャー等と連携し、追い払いや捕獲等を実施する。わな等で捕獲した個体への麻酔（吹矢等）や、わな等で捕獲できない場合の麻酔銃等による捕獲の場合は、FAに提言により本部長が判断し、専門機関や県動物愛護センター等へ出動を要請する。銃器の使用が必要と判断した場合は、警察官が現地にいる場合は警察官職務執行法第4条第1項の措置による発砲の可否の判断を仰ぐこととし、警察官がいない場合や同法による発砲の可否を警察官が判断しない場合は、現地対応指揮者等と協議のうえ、本部長が銃器使用を判断する。



### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在、有害鳥獣捕獲は、「有害鳥獣捕獲班による捕獲」と「農家等による自衛捕獲」の大きく2つの体制により実施している。このうち前者については、将来的には「鳥獣被害対策実施隊」に一本化する。「鳥獣被害対策実施隊」の中に、有害鳥獣捕獲を実施する「有害鳥獣捕獲チーム」と、侵入防止や追い払い等を行う「防除支援チーム」を設置し、捕獲と侵入防止の両方の体制を構築する。

町は、事業主体として有害捕獲を設計・監理する。具体的には、「鳥獣被害対策実施隊・有害鳥獣捕獲チーム」を組織し、日ごろの活動を管理する。加えて、将来の人員を確保するため、人材育成に努める。

併せて有害鳥獣捕獲班を支援するため、いわゆる補助者制度を活用し、「捕獲サポート隊」を設けることとする。「捕獲サポート隊」は狩猟免許を所持していない住民等を公募等により指名することとし、隊員になるにあたっては毎年、講習会を受講するものとする。

捕獲従事者は、有害鳥獣捕獲班として事業に従事する意味を認識し、指揮命令系統に沿った活動をする。捕獲効率、安全確保に予断を持たず取り組み、社会に貢献する。

地域住民は、鳥獣被害抑制の有効な一手段である有害捕獲を他人任せにせず、町が構築する捕獲サポート隊に積極的に参加し、活動する。

また自衛捕獲に関しては、適切な誘引やわな設置をして効果的な捕獲ができるよう、FAや有害鳥獣捕獲班による現地指導体制を構築する。

なお、これまで実施していた一斉駆除に関しては、捕獲効率や安全性を考慮し、今後は実施しないこととする。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 囲いわな・箱わな（檻）、小型箱わな設置に対する購入補助</li><li>・ 箱わな貸与制度の有効活用</li></ul>

	タヌキ カラス サギ類 カワウ ヌートリア サル アライグマ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ くくりわなでの捕獲</li> <li>・ 捕獲従事者の後継者を育成するための狩猟免許取得支援</li> <li>・ 農業集団等の組織による捕獲活動を推進する。</li> </ul>
9年度	同上	同上
10年度	同上	同上

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 1) 捕獲計画数等の設定の考え方

有害鳥獣捕獲の目的は、農林水産被害等を及ぼす（又はその恐れのある）個体を捕獲することにより、被害軽減に資するためであり、必然的に、農地等の被害発生場所近辺で行う、「水際捕獲」が中心となる。

したがって、事前に「水際」に何頭が出没するかを予測するのは困難であることから、捕獲計画数については、これまでの実績を踏まえてあくまで目安（参考値）として設定する。

#### 北広島町捕獲実績

対象鳥獣	R 4年度	R 5年度	R 6年度
イノシシ	9 5 1 (1,312)	5 2 3 (7 5 4)	5 6 3 (7 6 1)
ニホンジカ	6 3 4 (1,035)	6 3 1 (9 9 9)	9 1 6 (1,334)
タヌキ	5 5 ( 7 0)	1 7 ( 2 2)	1 4 ( 1 7)
カラス	3 0 ( 3 6)	3 1 ( 3 6)	2 0 ( 2 0)
サギ類	8 1 ( 8 1)	1 3 3 (1 3 3)	9 7 ( 9 7)
カワウ	2 9 ( 4 2)	2 1 ( 3 9)	1 ( 1 6)
ヌートリア	0 ( 1 0)	2 5 ( 5 2)	3 ( 5)
サル	1 ( 2)	3 1 ( 3 1)	3 ( 4)

裸書は、有害捕獲。( )内は、猟期も含めた年度の合計。

## 2) 捕獲計画数について

対象鳥獣ごとに近年の捕獲実績を参考に捕獲計画数を掲げる。

ただし、前述のとおり、事前の捕獲目標数を設定するものではないため、あくまで参考値として掲載するものである。

対象鳥獣	捕獲計画数等 (捕獲計画数) 【駆除期のみ】		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	700	700	700
ニホンジカ	900	900	900
タヌキ	100	100	100
カラス	100	100	100
サギ類	150	150	150
カワウ	100	100	100
ヌートリア	40	40	40
サル	5	5	5
アライグマ	5	5	5

捕獲等の取組内容

農林水産被害等が発生している地域において、「鳥獣被害対策実施隊・有害鳥獣捕獲チーム」による、主にわな（箱わな、くくりわな、囲いわな）による捕獲を、特に被害が発生している時期を中心に通年にて実施し、被害を及ぼす鳥獣の捕獲に努める。

銃器による捕獲は、主に鳥類とする。ただし、必要に応じてイノシシやニホンジカ等の大型獣類の捕獲の際に、町が地形等を勘案し、その必要性をその都度判断して、指示することとする。

なお特定ライフル銃以外のライフル銃（以下、単に「ライフル銃」という。）の使用については、真に必要な場合に限定するものとする。

農家による自衛捕獲については、主に3月から10月の被害が発生する時期を中心に、囲いわな、箱わな（檻）により、集落ぐるみ（農業者等）での捕獲を推進する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及び取組内容

必要性：イノシシ・ニホンジカの有害捕獲を行うために真に必要な場合に限る。

捕獲手段：ライフル銃による捕獲

予定時期：令和8年4月～令和11年3月

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に委譲済み）

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

侵入防止柵は、鳥獣被害を防止するための最も基本的な対策のひとつである。柵の基本的な設置技術は確立されており、正しく設置すれば相当の被害を防ぐことが可能であるとされている。しかし本町内には正しく設置されておらず結果的に被害が続いている侵入防止柵も数多くある。このことから今後は、設置者が正しく設置できるよう、FAによる事前の設置指導、事後の確認を行いながら、整備を進めていくこととする。

侵入防止柵別の現状と課題、整備及び管理の基本的な方針は次表のとおりである。

柵の種類	現状	課題	整備及び管理の基本方針
電気柵	一部の耕作地でイノシシ・シカ対策として設置しているが、被害が発生している。	正しく設置していない場合が多い。設置後の管理も、24時間通電していない等、適切に稼働していないケースが多い。	・スポットで守る農地や、地形の変化が著しい場所では、電気柵の設置を推進する。 ・安全かつ効果が発揮できるよう、正しい設置方法を推進する。
ワイヤーメッシュ柵	一部の耕作地でイノシシ・シカ対策として設置しているが、被害が発生している。	ワイヤーメッシュの規格が適していないことや裏表が反転していること等正しく設置していない場合が多い。	・効果が発揮できるよう、正しい設置方法を推進する。
金網柵	一部の集落で山際柵として設置されているが、柵の下や切れ目から侵入されている。	設置後の維持管理が不十分のため、積雪や倒木等により破損した柵が散見される。	・効果が発揮できるよう、正しい設置・管理方法を推進する。

侵入防止柵の整備計画は以下のとおりである。

対象鳥獣	整備内容（場所は町内全域）		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵・WM柵・金網柵 10,000m	電気柵・WM柵・金網柵 10,000m	電気柵・WM柵・金網柵 10,000m
カラス ヒヨドリ	防鳥ネット1ha	防鳥ネット1ha	防鳥ネット1ha

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵が効果的・継続的に保持できるよう正しい知識の啓発を実施する。	同左	同左

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

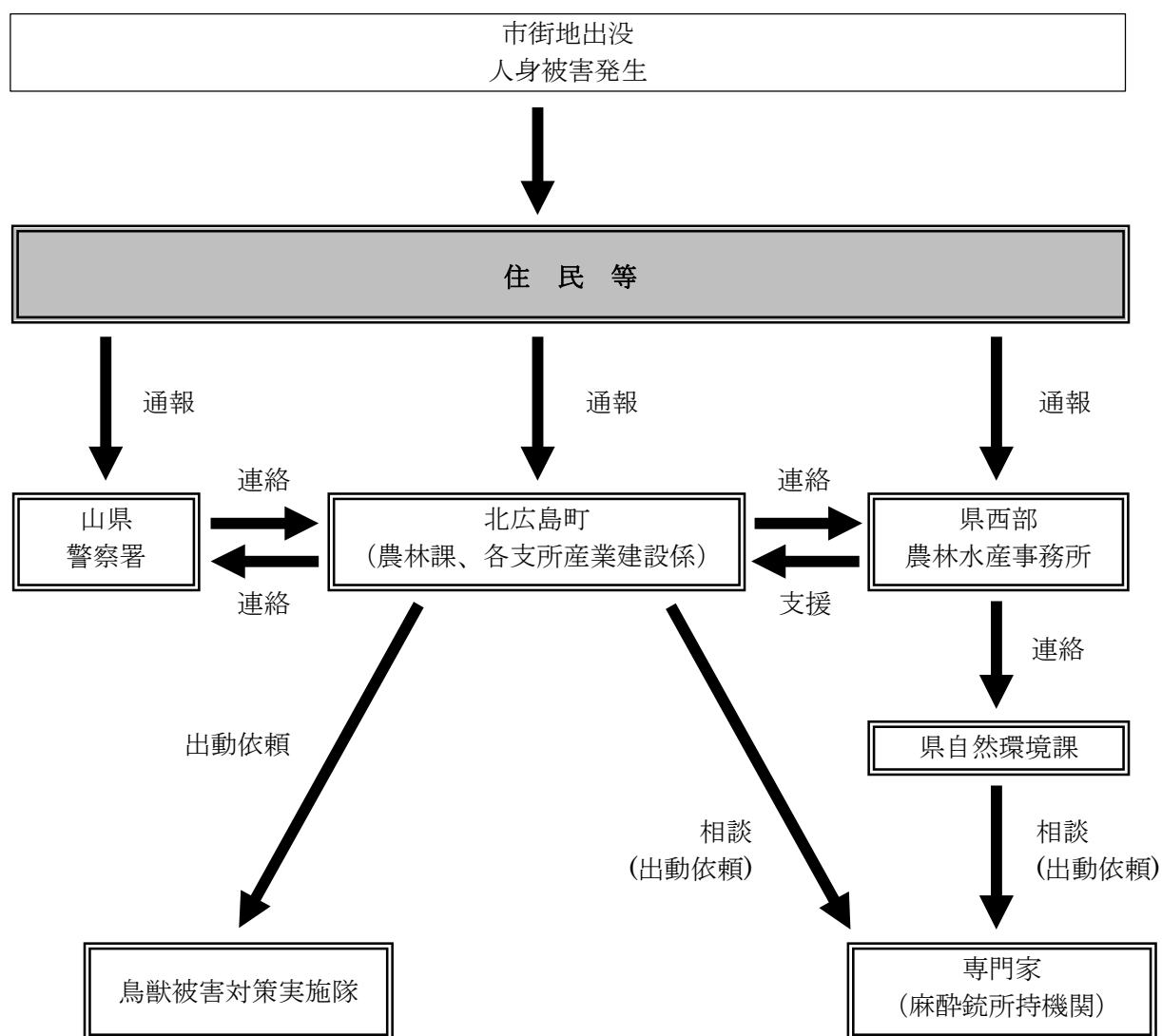
年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山の整備とあわせ、緩衝帯整備に補助金を交付する。</li> <li>・餌となる草の刈払い、放任果樹や残飯類の適正処理等集落環境整備への啓発や防護柵設置講習会、普及活動を行う。</li> </ul>
9年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山の整備とあわせ、緩衝帯整備に補助金を交付する。</li> <li>・餌となる草の刈払い、放任果樹や残飯類の適正処理等集落環境整備への啓発や防護柵設置講習会・普及活動を行う。</li> </ul>
10年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山の整備とあわせ、緩衝帯整備に補助金を交付する。</li> <li>・餌となる草の刈払い、放任果樹や残飯類の適正処理等集落環境整備への啓発や防護柵設置講習会・普及活動を行う。</li> </ul>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
北広島町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺住民に対する広報活動及び避難が必要な場合の措置</li> <li>・ 有害鳥獣捕獲班に放獣又は銃器による止めさしの指示</li> <li>・ クマレンジャーに対する追い払いの指示</li> <li>・ ツキノワグマの場合は捕獲許可申請を県に対し行う。</li> <li>・ 関係機関への連絡及び連携</li> </ul>
広島県山県警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不測の事態が生じて、警職法第4条第1項の措置が必要になった場合の対応</li> <li>・ 関係機関への連絡及び連携</li> </ul>
広島県西部農林水産事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放獣の場合の補助及び確認</li> <li>・ 止めさしをする場合の埋設確認</li> <li>・ 関係機関への連絡及び連携</li> </ul>
広島県自然環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放獣の場合の麻酔薬使用及び標識装着（標識装着はツキノワグマに限る。）</li> <li>・ 関係機関への連絡及び連携</li> </ul>
広島県動物愛護センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麻酔銃使用の場合の緊急出動</li> </ul>
北広島町鳥獣被害対策実施隊・有害鳥獣捕獲チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放獣又は止めさしの際の緊急出動</li> </ul>
北広島町鳥獣被害対策実施隊・防除支援チーム 一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FAによる現地対応の支援</li> </ul>
クマレンジャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ツキノワグマを追い払う場合の緊急出動</li> </ul>
専門機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麻酔銃使用の場合の緊急出動</li> </ul>

(2) 緊急時の連絡体制



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲した鳥獣については、適切な方法で焼却または埋設処分する。イノシシ、シカについては、埋設処理負担の軽減と地域資源の有効活用を図るため積極的な食肉加工施設への搬入を推進する。
- ・アニマルウェアに配慮し、捕獲後はできるだけ苦痛を与えない方法により速やかに殺処分することを心掛ける。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効的な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間事業者によるイノシシ、シカの食肉加工を行っている。加工された食肉は地元学校給食への提供や道の駅等で販売されている。 今後は、食肉利用率の向上を図り、地域の特産品として定着を図る。
ペットフード	民間事業者によるイノシシ、シカのペットフード加工を行い、販売している。 今後は、食肉利用が困難な部位の有効活用についても検討していく。
皮革	現状、原皮については廃棄処分となっているが、有効利用していくために、買い取り業者の選定を行っていく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	シカの角については、タペストリー等の加工品としての利用のほか、ペットフード利用も行う。また骨については、飲食業者への販売やペットフード利用を行っていく。

### (2) 処理加工施設の取組

町内には4つの民間処理施設があり、捕獲した鳥獣の食肉やペットフード利用を行っている。きたひろジビエコンソーシアムが令和6年度に建設した

施設においては、年間 168 頭（食肉等利用：96 頭、仲卸：72 頭）の食肉等利用を目標とする。新施設では食肉・ペットフード加工だけでなく、中間処理を行い既存施設と連携することで、今まで利用することのできなかつた捕獲個体の利用を目指す。（頭）

（頭）

対象鳥獣	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
イノシシ	38	38	38
ニホンジカ	130	130	130

食肉等としての安全確保のために、個体の徹底した消毒、洗浄を行うとともに、トレーサビリティの実施による高い品質管理も行う。

ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援）として、町内のイベント等への出店を行い、認知度の向上やジビエに対するイメージを変えていく。また、商談会への出展を行い、新たな販路を開拓し、売上増加を目指す。

### （3）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

できるだけ多くの個体を食肉として活用できるように、ジビエハンター育成研修等の積極的な受講を促す。また、品質確保のために処理施設利用者に対して食肉利用を前提とした捕獲の講習会を実施するとともに、認定制度を設け、基準を満たした者が搬入できるようにする。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### （1）被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	北広島町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役 割
北広島町	事務局、連絡・調整
高田山県猟友会芸北	捕獲事業推進、防除指導・助言
高田山県猟友会大朝	捕獲事業推進、防除指導・助言
高田山県猟友会千代田	捕獲事業推進、防除指導・助言
高田山県猟友会豊平	捕獲事業推進、防除指導・助言
ひろしま農業協同組合	情報提供と被害対策への協力

広島市農業協同組合	情報提供と被害対策への協力
広島県農業共済組合北広島支所	情報提供と被害対策への協力
安芸北森林組合	情報提供と被害対策への協力
太田川森林組合	情報提供と被害対策への協力
可愛川漁業協同組合	情報提供と被害対策への協力
八幡川漁業協同組合	情報提供と被害対策への協力
広島県鳥獣保護管理員	情報提供と被害対策への協力
北広島町農業委員会	情報提供と被害対策への協力
北広島町議会	情報提供と被害対策への協力
広島県山県警察署	情報提供と被害対策への協力
(仮称)北広島町ジビエ利用組合	積極的な捕獲の推進
一般社団法人広島県鳥獣対策等 地域支援機構	情報提供と被害対策への協力

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
広島県西部農林水産事務所 (農村振興課・林務第一課)	鳥獣の有害捕獲に関する助言・指導
広島県西部農業技術指導所	被害を受けにくい営農技術等の指導
安芸高田市	鳥獣被害防止に関する情報交換
広島市	鳥獣被害防止に関する情報交換
安芸太田町	鳥獣被害防止に関する情報交換
島根県益田市	鳥獣被害防止に関する情報交換
島根県浜田市	鳥獣被害防止に関する情報交換
島根県邑南町	鳥獣被害防止に関する情報交換
きたひろジビエコンソーシアム	ジビエ利用に関する情報交換

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町職員、tegos 及び民間隊員で構成する鳥獣被害対策実施隊を組織し、鳥獣被害対策を行う。令和8年度においては、指揮命令系統の明確化や役割分担を行い、「鳥獣被害対策の3本柱」を総合的に取り組むことのできる鳥獣被害対策実施隊への再編を目指す。

また民間隊員への研修会等を開催しスキルアップを図ることで、鳥獣被害対策実施隊員が中心となった被害防止活動を実施し、農業被害の軽減に繋げていく。

#### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

北広島町有害鳥獣捕獲対策協議会が中心となり、各種団体等と連携して取組を進めていく。

### 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害軽減のためには、防護、捕獲、環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、被害にあっている農家に寄り添い、必要な情報は共有しながら集落全体で獣害対策に取り組める地域づくりを推進していくことが重要である。